

報告第4号

令和7年6月16日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 様

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和6年度尾道市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年度尾道市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国	県	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	公共交通事業者緊急支援事業	7,000	7,000		5,000				2,000
		地域公共交通利用促進事業	10,000	10,000		7,000				3,000
		コンビニ交付システム標準化事業	5,060	5,060					5,060	
		(仮称)御調文化会館整備事業	36,520	36,516				27,100		9,416
		教育会館耐震改修等事業	51,435	51,435	49,885					1,550
		駐車場設備修繕事業	369	369						369
		しまなみ交流館備品整備事業	330	330						330
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍振り仮名記載事務	21,958	21,958		16,475				5,483
	7 交通安全対策費	交通安全施設修繕事業	913	913						913
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰重点支援臨時給付金給付事業	59,910	51,554		51,554				
		物価高騰重点支援臨時給付金給付事業 (均等割のみ課税世帯支援)	26,707	9,621		5,000				4,621
	2 児童福祉費	西浦保育所耐震改修事業	111,700	111,481				109,000		2,481
		私立保育施設等物価高騰対策支援事業	11,480	11,480		8,000	1,435			2,045
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援事業システム改修事業	1,672	1,672		1,672				
		因島斎場屋上防水修繕事業	994	870						870
6 農林水産業費	1 農林業費	小規模農業基盤整備事業	52,310	52,310			21,905	30,400		5
		中野湯水機場改修事業	18,100	18,100	2,685		12,530			2,885
		農業農村整備事業県工事負担金	7,450	7,450						7,450

令和6年度尾道市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国	県	地方債	その他	
6 農林水産業費	1 農林業費	古江浜ポンプ場整備事業	22,426	22,426				22,400		26
	2 水産業費	漁業用燃油価格高騰対策事業	5,650	5,650		3,000				2,650
		尾道季節の地魚の店認定事業	3,300	3,300		2,000				1,300
		水産多面的機能発揮対策事業	1,218	1,218						1,218
		海老漁港施設維持補修事業	13,000	13,000				13,000		
7 商工費	1 商工費	中小企業等販路開拓支援事業	4,000	4,000		3,000				1,000
		生産性向上等支援事業	30,000	30,000		20,000				10,000
		おのみち食の魅力発信事業	3,000	3,000		1,500				1,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	門田トンネル照明更新事業	64,000	64,000				64,000		
		向浜・折古線道路改良事業	7,500	7,500				7,100		400
		道路改良県工事負担金	7,082	4,741				3,900		841
		山波45号線道路改良事業	61,671	52,817				50,100		2,717
		神貝ヶ原線道路改良事業	13,100	13,100						13,100
		橋りょう長寿命化事業	46,845	39,995		16,214		21,800		1,981
	3 港湾費	港湾整備事業県工事負担金	92,167	75,297				2,600		72,697
	4 都市計画費	景観計画改定事業	3,124	3,124		1,235				1,889
		久保長江線(久保2工区)整備事業	93,969	93,969		47,896				46,073
		久保長江線(促進1工区)整備事業	56,600	10,580		6,039				4,541

令和6年度尾道市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国	県	地方債	その他	
8 土木費	9 河川費	門田川河川改良事業	816	816				800		16
		急傾斜地崩壊防止事業県工事負担金	11,131	11,131	2,736					8,395
		急傾斜地崩壊防止事業	41,100	41,100	2,670		11,776	26,200		454
10 教育費	1 教育総務費	教育活動啓発備品作成事業	1,000	1,000	1,000					
	2 小学校費	尾道みなと小学校建設事業	73,014	73,014						73,014
		日比崎小学校屋上防水修繕事業	14,300	6,567						6,567
		小学校施設LED照明整備事業	373,709	220,000		73,333		146,500		167
		小学校緊急通報装置設置事業	39,682	39,223	15,100	19,611				4,512
		小学校仮設校舎借上	5,683	5,683						5,683
	3 中学校費	中学校緊急通報装置設置事業	26,000	26,000		12,999		11,700		1,301
		栗原中学校給水管修繕事業	4,400	4,290						4,290
	6 社会教育費	図書館設備改修事業	12,900	7,304						7,304
		市立美術館空調設備更新事業	23,760	23,760						23,760
		市史編さん事業	11,550	11,550						11,550
	8 保健体育費	学校給食食材高騰対策事業	71,000	71,000		60,000				11,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農林水産施設単独災害復旧事業	37,000	24,300				13,800		10,500
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設単独災害復旧事業	42,101	33,404				14,400		19,004
		公共土木施設補助災害復旧事業	38,089	26,930		16,893		8,400		1,637
合 計			1,779,795	1,472,908	74,076	378,421	47,646	573,200	5,060	394,505

報告第5号

令和7年6月16日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 様

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和6年度尾道市駐車場事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年度 尾道市駐車場事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国	県	地方債	その他	
1 駐車場費	1 運営費	駐車場設備修繕事業	1,095	1,095	1,095					
合 計			1,095	1,095	1,095					

報告第6号

令和7年6月16日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 様

予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度尾道市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年度尾道市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を必要とする購入限度額	説明
						国	地方債	その他			
12 資本的支出	1 建設改良費	西尾道配水池～高頭配水池間配水管布設工事（第1工区）	20,375,000	0	20,375,000	6,791,000	0	13,584,000	0	0	国の補正予算に伴う交付金事業の追加執行により、施工期間を確保する必要が生じたため
		西尾道配水池～高頭配水池間配水管布設工事（第2工区）	40,647,000	0	40,647,000	8,616,000	0	32,031,000	0	0	国の補正予算に伴う交付金事業の追加執行により、施工期間を確保する必要が生じたため
		高頭配水池～沖側町間配水管布設替工事（第3工区）	18,978,000	0	18,978,000	5,023,000	0	13,955,000	0	0	国の補正予算に伴う交付金事業の追加執行により、施工期間を確保する必要が生じたため
		合 計	80,000,000	0	80,000,000	20,430,000	0	59,570,000	0	0	

令和 6 年度 尾道市 水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に必要となる購入限度額	説明
						国	地方債	その他			
1 水道事業費用	1 営業費用	浦崎ポンプ所 1 号送水ポンプ等更新工事	円 19,998,000	円 0	円 19,998,000	円 0	円 0	円 19,998,000	円 0	円 0	特注品が入手困難で納期が遅延しているため
合 計			19,998,000	0	19,998,000	0	0	19,998,000	0	0	

報告第7号

令和7年6月16日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 様

予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度尾道市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 6 年度 尾道市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国	地方債	その他			
12 資本的支出	1 建設改良費	平原幹線管渠設計業務委託	円 6,270,000	円 0	円 6,270,000	円 0	円 6,200,000	円 70,000	円 0	円 0	関係機関との協議に不測の日数を要したため
		栗原西幹線管渠築造工事	41,940,000	0	41,940,000	20,970,000	20,900,000	70,000	0	0	現場条件の設計変更が生じ、再検討に不測の日数を要したため
		栗原西幹線管渠築造工事（その2）	30,900,000	0	30,900,000	4,940,000	25,900,000	60,000	0	0	施工に支障となる埋設物の処置に不測の日数を要したため
		物件移転補償費（栗原ポンプ場関係）	22,800,000	0	22,800,000	6,250,000	16,500,000	50,000	0	0	物件移転を含む用地交渉に不測の日数を要したため
		用地買収費（栗原ポンプ場関係）	18,700,000	0	18,700,000	8,550,000	10,100,000	50,000	0	0	物件移転を含む用地交渉に不測の日数を要したため
		浄化センター再構築工事委託（その2）	332,000,000	0	332,000,000	182,600,000	149,400,000	0	0	0	特注品が入手困難で納期が遅延しているため
合 計			452,610,000	0	452,610,000	223,310,000	229,000,000	300,000	0	0	

報告第8号

令和7年6月16日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 様

予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度尾道市病院事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年度尾道市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国	地方債	その他			
1 病院事業費	1 医業費用	尾道市立市民病院建設基本計画策定更新及び医療機能再編検討支援業務	円 6,765,000	円 0	円 6,765,000	円 0	円 0	円 6,765,000	円 0	円 0	より詳細に協議する 必要が生じたため
合 計			6,765,000	0	6,765,000	0	0	6,765,000	0	0	

報告第15号

令和7年6月16日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 様

専決処分報告及びこれが承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度尾道市一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和6年度尾道市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度尾道市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98,858千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,491,727千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年3月31日

尾道市長 平 谷 祐 宏

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計	備 考
2. 地方譲与税		477,804	△14,420	463,384	
	2. 自動車重量譲与税	338,262	△14,420	323,842	
4. 配当割交付金		111,458	29,295	140,753	
	1. 配当割交付金	111,458	29,295	140,753	
5. 株式等譲渡所得割交付金		171,746	10,157	181,903	
	1. 株式等譲渡所得割交付金	171,746	10,157	181,903	
6. 法人事業税交付金		390,767	5,776	396,543	
	1. 法人事業税交付金	390,767	5,776	396,543	
7. 地方消費税交付金		3,485,322	△32,617	3,452,705	
	1. 地方消費税交付金	3,485,322	△32,617	3,452,705	
10. 地方特例交付金		635,447	13,683	649,130	
	1. 地方特例交付金	613,707	13,683	627,390	
11. 地方交付税		17,305,788	109,028	17,414,816	
	1. 地方交付税	17,305,788	109,028	17,414,816	
18. 寄附金		642,152	20,000	662,152	
	1. 寄附金	642,152	20,000	662,152	
19. 繰入金		3,813,677	△101,160	3,712,517	
	2. 基金繰入金	3,703,092	△101,160	3,601,932	
22. 市債		4,363,500	△138,600	4,224,900	
	1. 市債	4,363,500	△138,600	4,224,900	
歳 入 合 計		69,590,585	△98,858	69,491,727	

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計	備 考
2. 総務費		8,598,364	33,000	8,631,364	
	1. 総務管理費	7,491,843	33,000	7,524,843	
3. 民生費		27,619,758	△131,858	27,487,900	
	2. 児童福祉費	9,638,088	△131,858	9,506,230	
歳 出 合 計		69,590,585	△98,858	69,491,727	

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

単位：千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	駐車場設備修繕事業	369
		しまなみ交流館備品整備事業	330
	7 交通安全対策費	交通安全施設修繕事業	913
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援事業システム改修事業	1,672
6 農林水産業費	1 農林業費	古江浜ポンプ場整備事業	22,426
	2 水産業費	水産多面的機能発揮対策事業	1,218
8 土木費	4 都市計画費	景観計画改定事業	3,124
	9 河川費	門田川河川改良事業	816
10 教育費	1 教育総務費	教育活動啓発備品作成事業	1,000
	2 小学校教育費	小学校仮設校舎借上	5,683

変 更

単位：千円

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
6 農林水産業費	1 農林業費	小規模農業基盤整備事業	47,910	52,310
		中野揚水機場改修事業	17,900	18,100
8 土木費	2 道路橋りょう費	神貝ヶ原線道路改良事業	10,750	13,100
	4 都市計画費	久保長江線（久保2工区）整備事業	63,400	93,969
	9 河川費	急傾斜地崩壊防止事業県工事負担金	11,083	11,131
		急傾斜地崩壊防止事業	26,700	41,100
10 教育費	2 小学校教育費	尾道みなと小学校建設事業	71,553	73,014

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

単位：千円

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	377,600	239,000	普通貸借又は証券発行	年利3.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	477,804	△14,420	463,384
4. 配当割交付金	111,458	29,295	140,753
5. 株式等譲渡所得割交付金	171,746	10,157	181,903
6. 法人事業税交付金	390,767	5,776	396,543
7. 地方消費税交付金	3,485,322	△32,617	3,452,705
10. 地方特例交付金	635,447	13,683	649,130
11. 地方交付税	17,305,788	109,028	17,414,816
18. 寄附金	642,152	20,000	662,152
19. 繰入金	3,813,677	△101,160	3,712,517
22. 市債	4,363,500	△138,600	4,224,900
歳入合計	69,590,585	△98,858	69,491,727

(歳 出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	8,598,364	33,000	8,631,364	0	0	20,000	13,000
3. 民生費	27,619,758	△131,858	27,487,900	0	△138,600	0	6,742
歳 出 合 計	69,590,585	△98,858	69,491,727	0	△138,600	20,000	19,742

2 歳 入

(款) 2. 地方譲与税 (項) 2. 自動車重量譲与税

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 自動車重量譲与税	338,262	△14,420	323,842	1. 自動車重量譲与税	△14,420	
計	338,262	△14,420	323,842			

(款) 4. 配当割交付金 (項) 1. 配当割交付金

1. 配当割交付金	111,458	29,295	140,753	1. 配当割交付金	29,295	
計	111,458	29,295	140,753			

(款) 5. 株式等譲渡所得割交付金 (項) 1. 株式等譲渡所得割交付金

1. 株式等譲渡所得割交付金	171,746	10,157	181,903	1. 株式等譲渡所得割交付金	10,157	
計	171,746	10,157	181,903			

(款) 6. 法人事業税交付金 (項) 1. 法人事業税交付金

1. 法人事業税交付金	390,767	5,776	396,543	1. 法人事業税交付金	5,776	
計	390,767	5,776	396,543			

(款) 7. 地方消費税交付金 (項) 1. 地方消費税交付金

1. 地方消費税交付金	3,485,322	△32,617	3,452,705	1. 地方消費税交付金	△32,617	
計	3,485,322	△32,617	3,452,705			

(款) 10. 地方特例交付金 (項) 1. 地方特例交付金

単位: 千円

1. 地方特例交付金	613,707	13,683	627,390	1. 地方特例交付金	13,683	定額減税減収補填特例交付金
計	613,707	13,683	627,390			

(款) 11. 地方交付税 (項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	17,305,788	109,028	17,414,816	1. 地方交付税	109,028	特別交付税
計	17,305,788	109,028	17,414,816			

(款) 18. 寄附金 (項) 1. 寄附金

1. 総務費寄附金	611,727	20,000	631,727	1. ふるさと納税寄附金	20,000	
計	642,152	20,000	662,152			

(款) 19. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 基金繰入金	3,703,092	△101,160	3,601,932	1. 財政調整基金繰入金	△101,160	
計	3,703,092	△101,160	3,601,932			

(款) 22. 市債 (項) 1. 市債

2. 民生債	393,600	△138,600	255,000	1. 児童福祉施設整備事業債	△138,600	(仮称) 北部認定こども園整備事業 △135,500 保育所耐震改修事業 △3,100
計	4,363,500	△138,600	4,224,900			

3 歳 出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区 分	金額	
6. 企画費	909,878	33,000	942,878	0	0	20,000	13,000	12. 委 託 料	13,000	ふるさと納税業務委託料 13,000
								24. 積 立 金	20,000	ふるさと振興基金積立金 20,000
計	7,491,843	33,000	7,524,843	0	0	20,000	13,000			

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

4. 保育所費	4,816,991	△131,858	4,685,133	0	△138,600	0	6,742	12. 委 託 料	△4,017	保育所耐震改修設計委託料 △3,000 (仮称) 北部認定こども園建設工事監理委託料 △1,017
								14. 工事請負費	△127,841	(仮称) 北部認定こども園敷地整備工事 △3,809 (仮称) 北部認定こども園建設工事 △124,032
計	9,638,088	△131,858	9,506,230	0	△138,600	0	6,742			

地方債の令和４年度末及び令和５年度末における現在高
並びに令和６年度末における現在高の見込みに関する調書

単位：千円

区 分	令和４年度末 現在高	令和５年度末 現在高	令和６年度中増減見込額						令和６年度末現在高見込額		
			令和６年度中起債見込額			令和６年度中元金償還見込額					
			補 正 前	補 正 額	補 正 後	補 正 前	補 正 額	補 正 後	補 正 前	補 正 額	補 正 後
１ 普 通 債	41,031,601	37,149,125	4,143,500	△ 138,600	4,004,900	5,215,522	0	5,215,522	36,077,103	△ 138,600	35,938,503
(１) 総 務	12,015,145	10,896,703	284,400	0	284,400	1,037,193	0	1,037,193	10,143,910	0	10,143,910
(２) 民 生	2,174,158	2,074,555	393,600	△ 138,600	255,000	263,916	0	263,916	2,204,239	△ 138,600	2,065,639
(３) 衛 生	5,269,814	4,661,147	528,600	0	528,600	644,224	0	644,224	4,545,523	0	4,545,523
(４) 農 林 水 産	792,953	863,021	228,500	0	228,500	130,020	0	130,020	961,501	0	961,501
(５) 商 工	42,133	42,656	10,700	0	10,700	10,141	0	10,141	43,215	0	43,215
(６) 土 木	7,741,649	6,957,238	709,200	0	709,200	1,234,095	0	1,234,095	6,432,343	0	6,432,343
(７) 公 営 住 宅	808,658	692,927	0	0	0	116,493	0	116,493	576,434	0	576,434
(８) 消 防	3,488,828	2,986,426	348,000	0	348,000	774,064	0	774,064	2,560,362	0	2,560,362
(９) 教 育	8,698,263	7,974,452	1,640,500	0	1,640,500	1,005,376	0	1,005,376	8,609,576	0	8,609,576
２ 災 害 復 旧 費	3,159,239	2,856,294	95,400	0	95,400	402,167	0	402,167	2,549,527	0	2,549,527
(１) 農 林 水 産	330,934	294,542	35,900	0	35,900	39,681	0	39,681	290,761	0	290,761
(２) 土 木	2,816,038	2,551,019	59,500	0	59,500	360,953	0	360,953	2,249,566	0	2,249,566
(３) そ の 他 公 共	12,267	10,733	0	0	0	1,533	0	1,533	9,200	0	9,200
３ そ の 他	26,042,321	23,868,419	124,600	0	124,600	2,381,368	0	2,381,368	21,611,651	0	21,611,651
(１) 減税補填債	121,100	71,467	0	0	0	36,678	0	36,678	34,789	0	34,789
(２) 臨時財政対策債	25,811,321	23,687,052	124,600	0	124,600	2,338,225	0	2,338,225	21,473,427	0	21,473,427
(３) 減収補填債	109,900	109,900	0	0	0	6,465	0	6,465	103,435	0	103,435
合 計	70,233,161	63,873,838	4,363,500	△ 138,600	4,224,900	7,999,057	0	7,999,057	60,238,281	△ 138,600	60,099,681

報告第16号

令和7年6月16日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 様

専決処分報告及びこれが承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度尾道市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和６年度尾道市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）

令和６年度尾道市の駐車場事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条 地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表繰越明許費補正」による。

令和７年３月３１日

尾道市長 平 谷 祐 宏

第 1 表 繰越明許費補正

単位：千円

款	項	事業名	金額
1 駐車場費	1 運営費	駐車場設備修繕事業	1,095

報告第19号

令和7年6月16日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 様

専決処分報告及びこれが承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、尾道市税条例及び尾道市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市税条例及び尾道市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、軽自動車税種別割に係る二輪の車両区分を追加するための規定、身体障害者等に係る軽自動車税種別割の減免手続について免許情報記録個人番号カードの提示によっても可能とするための規定、及び長寿命化に資する大規模修繕を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置に関する規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要するため、専決処分するものである。

尾道市税条例及び尾道市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

尾道市長 平 谷 祐 宏

条例第26号

尾道市税条例及び尾道市都市計画税条例の一部を改正する条例

(尾道市税条例の一部改正)

第1条 尾道市税条例(昭和36年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第26条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第51条の3第2項第3号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第70条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第76条第2項第2号中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「(第70条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第77条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確

認するために必要な措置を受けなければならない。

第115条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第124条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第7条の2第21項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第22項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第7条の3中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

（尾道市都市計画税条例の一部改正）

第2条 尾道市都市計画税条例（昭和31年条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第13項中「第34項、第38項若しくは第45項」を「第33項、第37項若しくは第44項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の尾道市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第70条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第77号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

令和7年6月16日提出

尾道市長 平谷 祐宏

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	美ノ郷128号 線	尾道市美ノ郷町白江字中川原525番17 地先から 尾道市美ノ郷町白江字中川原525番8地 先まで		

提案理由

美ノ郷町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものである。

議案第78号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

令和7年6月16日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	西藤88号線	尾道市西藤町字馬場459番15地先から 尾道市西藤町字馬場459番17地先まで		

提案理由

西藤町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものである。

議案第79号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように廃止することについて、議会の議決を求める。

令和7年6月16日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点	重要な 経過地
1	山波39号線	尾道市山波町字浜1233番6地先 から 尾道市山波町字僧都東側20250 番地先まで	

提案理由

公共性のある道路としての機能を喪失しているため、市道路線を廃止するものである。

議案第80号

公有水面の埋立てにつき意見を述べることについて

次の公有水面埋立免許の出願について、異議のない旨を広島県知事に答申したいので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月16日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

1. 埋立区域の位置

尾道市向東町字西ケ丸乙6154番から同字沖ノ浜6369番9を経て同字沖ノ浜6369番4に接する道に至る間の地先公有水面

2 埋立面積

481.26平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 出願人の所在地及び名称並びにその代表者の氏名及び住所

広島市中区基町10番52号

広島県

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島市中区上幟町9番11号

提案理由

広島県から出願の尾道市向東町内の公有水面埋立免許について、広島県知事から意見を求められたので、回答するものである。

議案第 81 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 16 日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 取得する財産
小型動力ポンプ積載車 6 台
- 2 取得予定価格
4, 440 万円
- 3 契約の相手方
尾道市東尾道 8 番地 1
株式会社山徳
代表取締役 山 岡 照 明
- 4 契約の方法
指名競争入札

提案理由

消防力の充実強化を図るため、小型動力ポンプ積載車を取得するものである。

議案第82号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和7年6月16日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 取得する財産
消防ポンプ自動車
- 2 取得予定価格
5,348万2,000円
- 3 契約の相手方
広島市中区舟入南三丁目13番3号
株式会社三葉ポンプ
代表取締役 筒 井 敏 之
- 4 契約の方法
指名競争入札

提案理由

消防力の充実強化を図るため、消防ポンプ自動車を取得するものである。

議案第83号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和7年6月16日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 取得する財産
AVM（車両運用システム）設備
- 2 取得予定価格
1億9,690万円
- 3 契約の相手方
広島市中区八丁堀16番11号
日本電気株式会社中国支社
支社長 野 村 達 也
- 4 契約の方法
随意契約

提案理由

高機能消防指令センターの機能の一つであるAVM(車両運用システム)設備をLTEサービスに対応した機器に更新するものである。

議案第84号

尾道市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年6月16日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

尾道市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和11年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除の特例につき、特例の期間を延長するための条例改正である。

議案第85号

尾道市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年6月16日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市手数料条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市手数料条例の一部を改正する条例

尾道市手数料条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1納税・納付に関する証明手数料の項中「1件」を「1通」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年9月16日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1納税・納付に関する証明手数料の項の規定は、この条例の施行の日以後にする請求に係る手数料について適用し、同日前にした請求に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

自治体情報システムの標準化により証明書の様式が統一されることに伴い、納税・納付に関する証明手数料の算定区分を改めるための条例改正である。

議案第86号

尾道市保育所（園）設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年6月16日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市保育所（園）設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市保育所（園）設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市保育所（園）設置及び管理条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2浦崎認定こども園の項の前に次のように加える。

みなり認定こども園	尾道市美ノ郷町三成1 515番地	保育認定子ども	45
		教育認定子ども	80

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

三成幼稚園及び木ノ庄東幼稚園を閉園し、みなり認定こども園を設置するための条例改正である。

議案第87号

尾道市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年6月16日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

尾道市立幼稚園設置条例（昭和32年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

尾道市立三成幼稚園	尾道市美ノ郷町三成1034番地
尾道市立木ノ庄東幼稚園	尾道市木ノ庄町木梨696番地
尾道市立高須幼稚園	尾道市高須町3493番地

」

を

「

尾道市立高須幼稚園	尾道市高須町3493番地
-----------	--------------

」

に改める。

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(尾道市学校給食共同調理場設置条例の一部改正)
- 2 尾道市学校給食共同調理場設置条例（昭和55年条例第16号）の一

部を次のように改正する。

別表尾道市栗原北学校給食共同調理場の項中

「
 〃 三成小学校及び三成幼稚園
 〃 木ノ庄東幼稚園
」

を

「
 〃 三成小学校
」

に改める。

(尾道市立学校施設等使用条例の一部改正)

- 3 尾道市立学校施設等使用条例（昭和59年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の1 屋内運動場の表尾道の項中「木ノ庄東幼稚園」を削り、

「
 旧木ノ庄西小学校 を 旧木ノ庄西小学校
 旧木ノ庄東小学校 旧木ノ庄東小学校 に改める。
」

別表の2 夜間照明施設の表尾道の項中「木ノ庄東幼稚園」を「旧木ノ庄東小学校」に改める。

提案理由

認定こども園の設置に伴い、三成幼稚園及び木ノ庄東幼稚園を閉園するための条例改正である。